

人権と報道・連絡会の第257回定例会が9月13日夜、水道橋の東京学院で開かれ、約30人が参加した。テーマは「スラップ訴訟とどう闘うか」。ジャーナリストの烏賀陽(うがや)弘道さんに報告していただいた。「スラップ=SLAPP」とは、「市民の公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟」という米国で生まれた法概念。80年代以降、米国で環境問題などの住民運動が活発化する中、企業などが運動つぶし・言論封じの名誉毀損・業務妨害などの民事訴訟を頻発させたのに対し、90年代以降、米国各州でスラップ被害防止の法整備が進んできた。日本でも近年、このスラップ=市民への口封じ訴訟が急増。烏賀陽さん自身、月刊誌の取材に「オリコン」ヒットチャートに関して質問に答えたところ、オリコン社から名誉毀損で訴えられ、膨大な費用・エネルギーを浪費させられた。今春、自費で米国のスラップと法整備の実情を取材した烏賀陽さんは、その取材結果の報告と併せ、報道被害をめぐる対メディア訴訟との関連についても問題提起した。(文責・山口正紀)

烏賀陽さんは元朝日新聞記者。03年に退社した後、フリージャーナリストとして『週刊金曜日』などで活躍している。例会では、自身のスラップ被害体験に触れながら、要旨次のように話した。

#### ◆日本では野放しのスラップ

最初にスラップについて説明します。日本ではまだ紹介されていない法律概念です。アメリカでは20年近く前、90年代には「憲法が保障する言論の自由を侵害する行為」として被害を防止するようになっています。日本にも同じことが起きているのですが、野放しです。

SLAPPとは「Strategic Lawsuit Against Public Participation」の略。「公共問題への市民参加を妨害するための訴訟戦略」という意味。アメリカで90年代に出た同名の本で定義付けられました。なかなか日本語にはならないのですが、仮に「市民への口封じ訴訟」と訳しています。

簡単に言うと、企業や公共団体が、市民の運動や言論表明に対して民事訴訟を起こし、相手に「裁判対応」という膨大な手間と費用を負わせ、挫折させる手法。私の個人的体験から話してみます。

私は今年47歳。86年に朝日新聞社に入り、03年に40歳でフリーになりました。その3年後、月刊誌『サイゾー』編集部の取材に答えたことで、オリコン社から名誉毀損で訴えられることになりました（詳しい経過は左掲）。

オリコンのヒットチャートは「ジャニーズ」に甘く順位をつけている、といった内容の記事ですが、オリコンは記事を書いた記者ではなく、文脈さえ知らなかった私を提訴した。出版社である「インフォバーン」社や『サイゾー』編集部は対象にせず、なぜ私だけが、と思いました。こんな馬鹿げた裁判、当然東京地裁は訴えを棄却するだろうと思いましたが、あろうことか一審では私に責任を負わせた。東京高裁に控訴して、昨年8月、オリコンが敗北宣言をしてやっと裁判が終わりました。

自分が書いた記事でもないのに訴えられ、33か月間も裁判に縛られて仕事が出来なくなった。裁判前、約500万円の年収がありました。それが230万円、120万円と減り、プラス弁護士費用が200万円。7人の弁護士で200万円というのは破格の安値ですが、アメリカでその話をしたら「何時間で？」と真顔で問われました。アメリカでは1000万は超えるだろうと。

収入減と裁判費用を合わせると、損害は990万円にもなります。そのうえに、不眠症、「うつ」の健康被害。損害はプライスレスです。そういう訴訟に巻き込まれたわけです。

実は、朝日で『アエラ』記者をしていたころ、「オリコンのヒットチャート独占の時代は終わった」という記事を書いたことがあります。ほかに着メロや着うたのダウンロード数チャートもあるからチャートは多様化している、と。これにオリコンの社長が怒って、恨みを買った。烏賀陽は好ましからざる人物であると。社長は提訴の後「烏賀陽が謝れば提訴を取り下げる」とプレスリリースした。これで、この訴訟の目的が私に圧力をかけることだとわかりました。

#### ◆批判を封じるための訴訟

裁判で私は「この裁判そのものが、金銭、時間、労力を消費させることを強

要している。私に対する精神的・肉体的攻撃である」と訴えました。しかし、裁判所は「裁判を起こす権利は保障されている。それを不法行為に問うことはできない」と言うわけです。提訴した本人が正直に「訴訟の目的は別にある」と公言しているのにそんなバカな、と思いました。33か月、私は記事もろくに書けず、予定していた本も遅れた。

オリコンは自分に対する批判を嫌って、訴訟を起こした。こんな露骨なパブリック・スピーチに対する妨害訴訟が許されるのか。憲法21条で保障された意見表明の権利を行使して990万円もの損害を受ける。これは重大な権利侵害ではないのか。日本は人権後進国かもしれないと思いました。

では、アメリカやヨーロッパでは、こんな問題にどう対応しているのか、防ぐ方法はあるのか。それが興味の始まりで、裁判の途中から調べ始めました。

どうして調べたかという、実は簡単。グーグルで、いくつかキーワードを入れて検索してみました。そうしたら、「SLAPP」がひっかかった。米国28の州・地域で、スラップ被害を防ぐための法的な措置があることがわかりました。アメリカは民事訴訟法が州法なのですべては州法レベルですが、連邦法で規制する動きも出ている。昨年には下院に法案が提出され、来年には成立するのではないか、と。

昨年8月、裁判が終わった直後から「アメリカに取材に行かねば」と思って専門家にメールを送ってみました。グーグルで「SLAPP」を検索すると、実に多種多様な団体、弁護士、学者がひっかかってくる。スラップ専門の弁護士がいる。研究している学者がいる。そしてスラップと闘う住民運動を助けるNPOもある。そんな人たちと連絡をとってみて、カリフォルニア州をテストケースに取材することにしました。

#### ◆23日間かけて全米を取材

カリフォルニア州は92年に反スラップ法を作っています。早いだけならワシントン州が90年で全米で一番早いのですが、州としては小さい。カリフォルニア州は人口3000万人で全米一大きな州です。ロス、サンフランシスコがあつて、都市部が大きく、企業が多い。訴訟件数も多い。インターネットで調べてみると「アンチ・スラップ・プロジェクト」という団体がありました。

3人の弁護士を中心としたNPOで、連絡してみると、マーク・ゴールドウィッツ弁護士という反スラップ法の専門家が、私の取材を助けると言ってくれた。「この人たちに会え」と取材先リストも作ってくれた。

それで今年2月、23日間かけて、サンフランシスコ、ワシントン、フロリダ、デンバーと、全米約2万5000キロを走り、取材して回ってきました。どの出版社もこの企画を採用しなかったので、全部自分の資金を使いました。

その内容をお話しする前に、反スラップ法で保護される「パブリック・スピーチ」について、日本での概念との違いを説明する必要があると思います。

英語がいうpublic speechは「言論」と訳されます。でも「言論」というとマスメディアの専売特許のように誤解されている。「言論の自由」も「報道機関の自由」ととらえられがちです。しかし、それは誤解だ。「言論」とは「市民の広範な公的意見表明」のはずです。マスメディアは市民の意見表明のエージェントにすぎないと思っています。それに対する妨害、口封じ、つまりスラップが日本でも激しくなっているのです。

#### ◆日本でも激化するスラップ

2010年に入ってから、典型的なSLAPPが二件起きています。一つは、山口県の上関原発反対運動に対する中国電力の訴訟。この原発建設計画に対して、祝島の漁師を中心にもう30年近く抵抗が続いています。それに対して中国電力は、原発敷地造成関連工事を妨害したとして、反対派住民ら4人を相手に約4800万円の損害賠償訴訟を起こしました。

もう一つは、沖縄・東村の米軍演習場「高江ヘリパッド」建設反対運動に対して国が起こした訴訟。住民の反対運動に対して、防衛施設庁が、「通行妨害禁止」を求める損害賠償訴訟を起こしました。

原発と在沖縄米軍基地は、現在の日本で最も議論の分かれる公的イシューです。その推進側から反対者に訴訟が起きた。

その他のひどい事例もざっと紹介しておきます（詳細は3面）。

千葉県船橋市で、低層住宅地での高層マンション建設反対運動に対して起こされた訴訟。反対運動のリーダー3人にマンション会社が「工事妨害」として

損害賠償を求めた訴訟ですが、この訴訟対応に住民側はへとへとになり、結局運動はつぶれました。

労働組合運動に対するスラップも起きています。DHCというサプリメントや化粧品の通販会社で、リストラに抵抗して4人が労働組合を作った。その組合のホームページの記載を名誉毀損だとして会社が損害賠償を求め、やはり裁判に疲れた組合側は退職を条件に和解した。

公益内部通報、内部告発に対する訴訟も起きています。「新銀行東京」という石原都知事が作った銀行の行員が、都庁が融資拡大を銀行側に圧力をかけた事実をテレビ番組や週刊誌で内部告発した。それに対して銀行側は「守秘義務契約違反」として損害賠償請求訴訟を起こした。その行員は精神的疲労から病気で倒れ、和解せざるを得なくなった。スラップによる内部告発つぶしです。

私がつてをたどって調べただけでもこれだけ多くの口封じ訴訟があるのですが、新聞やテレビは全然報道しない。これほど露骨で深刻な、言論の自由の侵害なのに、です。「都市郊外の低層住宅地に高層マンションは適当なのか」「新銀行東京の経営は税金の浪費ではないのか」といった、社会全体が議論すべき公的 이슈が闇から闇に葬られる。

原発、米軍基地、マンション、労組、内部告発。まったく相互の関連のない問題のようですが、スラップという要素に着目すると、これらをつぶそうとしているのがすべて同じ性質の「口封じ訴訟」であることがわかります。反対に、SLAPPという要素を知らないと、それぞれの訴訟がまったく違う 이슈だと理解されてしまう。訴えられた住民側にもそういう意識がありません。運動はみんなばらばらで、横の連絡がない。互いに同じような訴訟による妨害を受けているのに、それを知らず、孤立しています。私が「それはSLAPPですよ」と伝えると、みんな「なるほど！確かにそうですね！」とおっしゃるのですが（笑）。SLAPPという法概念を知るだけでも認識がまったく変わる。

#### ◆反スラップ法の仕組み

こういうスラップに対して、アメリカではどうしているのか。日本では、提訴されると、まず法廷が開かれる。つまり裁判が始まる。

アメリカでも、訴訟を起こすことは出来る。民事提訴は憲法修正7条で保障

されています。提訴はできる。

が、提訴された側は、反スラップ法の規定に基づいて、裁判所に「これはスラップではないか」という動議（モーション）を出し、異議を唱える。審理が始まる前に、裁判所に「これはSLAPPだ。裁判コストという損害が出る前に、審理を止めて調べてくれ」とアピールができる。

すると、裁判官は、その提訴が言論妨害でないかどうか、まず入り口で審査します。その結論が出るまでどれくらい時間がかかるか。米国取材中に、私のオリコン訴訟の例を説明して、聞いてみました。弁護士は、「そりゃ、教科書に載っているような典型的なスラップだ」と笑って「せいぜい3～4か月で終わるだろうね」と断言しました。東京で私は33ヶ月裁判に縛り付けられたのに、ですよ。

提訴された側の異議によって、提訴の審理が止まる。「待った」の状態です。もし審理が進めば、その間に弁護士費用がかかる。アメリカでは1時間3～5万円もかかります。膨大な金銭的被害を防止する。

審理が止まっている間に裁判所は二つのことを調べます。一つは、訴訟の背景にはパブリック・イシューに関する被告側の意見表明があるかどうか。二つ目は、提訴に実効性があるか。法律用語では「原告が勝訴する蓋然性が半分以上あるか」と言います。難しいですが、平たく言えば「提訴には実利があるのか」「法的に成立する提訴か」の最低限のハードルと理解してもらえばいいです。その結果、被告の意見表明が公共の利害に関係しており、提訴の実効性が認められない場合、その段階で訴訟は棄却されてしまう。その間、3～4か月、長くて半年です。

一つ目について、上関の反原発運動のスラップを例にとると、提訴の名目は「工事妨害」です。漁船を出して工事を妨害した、と。しかし、その背景には「これ以上新規の原発は日本に必要か」というパブリックな問題がある。訴訟当事者である中国電力と地元住民だけでなく、日本社会全体が議論すべき問題です。「原発は必要かどうか」は公的な議論である。第一関門は突破されます。

二つ目の「実効性」については、提訴にメリットがるかどうか、つまり法廷で争う価値のあることかが問われます。

カリフォルニアで取材したリッチ・マイヤースさんの例でいうと、彼の住む小さな集落の水源が、上流で行われた金の採掘作業によって濁ってしまった。それで採掘反対運動を起こしたら、採掘会社から100万ドルの損害賠償を求める訴訟を起こされた。反対運動のウェブサイトに乗った採掘現場の写真は企業秘密の侵害であり、撮影は私有地への不法侵入だ、と訴えたわけです。

ところが、被告には住民だけでなく、相談に乗った弁護士も環境保護団体も含まれていた。住民のウェブサイトの写真が権利侵害だと提訴しているのに、行為者ではない住人や弁護士、環境保護団体まで被告に加えているのでは、提訴は法律的に成立しない。反SLAPP法の第二関門でブロックされます。

こうしてマイヤースさんたちの「これはスラップだ」という動議を受け、裁判所は「提訴にはメリットがない。スラップだ」として半年で提訴を棄却しました。

#### ◆弁護士費用も提訴側が負担

もう一つ、反スラップ法には画期的な点があります。裁判所がスラップと認めた場合、訴訟を起こした側に被告側の弁護士費用も払わせるという「弁護士費用の移転条項」です。判例法が基本のアメリカで、驚いたことに成文化化されています。つまり判例でひっくり返せない。

へ々に嫌がらせ目的で裁判を起こすと、自分たちの弁護士費用だけでなく、相手側の弁護士費用も払わなくてはならなくなる。アメリカでは弁護士費用はたいへんな額です。金銭的負担がたいへんになるため、スラップを起こす側に対して抑止効果が働く。この負担が負いきれずに倒産する企業すらあります。

この移転条項は、訴えられた側にとっても大きな意味があります。住民運動側は資金がないのに対し、訴える企業側には資金力がある。しかし、スラップと認められれば、移転条項によって住民側の弁護士は企業から金を取ることが出来る。だから、弁護士も訴えられる側の裁判をやりたがる。実際、アメリカにはスラップ対策の弁護士がたくさんいて、NPOもそれで活動資金を確保しています。

日本では、住民運動側に立つ弁護士は、裁判をやればやるほど貧乏になる。住民側も常に資金は苦しい状況にあります。

マイヤースさんの例だと、裁判は半年で終わり、弁護士には一銭も払っていない。相手の会社が全額払いました。本人が出したのは、裁判所の法廷使用料300ドルだけだったそうです。

#### ◆日本にも反スラップ法を

米国での取材結果について、あまり詳しく話す時間がありません。『週刊金曜日』8月27日号に記事を書きました。関心のある方はそれを読んでください。

日本に帰ってから思ったのは、住む国によって、こんなに市民の民主主義的権利の手厚さが違ってよいか、ということでした。

アメリカでは「発言の自由」の妨害のために民事訴訟を起こしても、反スラップ法が権利を守っている。日本では、原発や米軍基地、内部告発など、社会に問題提起しただけで裁判を起こされ、時間と金を消耗させられる。罰を加えられる。これは、日本の裁判制度、法律が間違っている。日本にも反スラップ法が必要なんじゃないか、と。

フランスやスウェーデンにいる友人に聞いてみると、あちらにも何らかの形で反スラップ法と同じような裁判所の手続きや規則、判例があるそうです。カナダのケベック州にもある。民主主義国にとって、これはどうしても必要な制度ではないか、と思います。

スラップは日本でも、もっと増えると思う。その大きな理由は、住民運動の活発化です。

#### ◆資本主義と民主主義の衝突

現在の日本の状況はアメリカの80～90年代と似てきています。アメリカではベトナム反戦運動に参加した世代が80年代以降、自然保護や開発行為反対などの住民運動を起こすことが増えた。市民の公共問題への参加意識が高まるとともに、市民の政策参加を保障する制度＝開発行為に先立つ環境アセスメントや住民説明会の制度が作られた。

日本でも90年代以降、住民運動が盛んになり、それにとまって環境アセス、NPO法、情報公開法などが制定され、市民の政策決定への参加が活発化



してきた。ちょうどそのころから、日本でもスラップが起き始めた。

アメリカでスラップという法概念を作った一人、社会学者のペネロピ・ペナン教授にインタビューしました。彼女は「スラップとは、資本主義と民主主義の衝突だ」と言っています。企業が利潤を求めて行動する「経済の自由」に対して、市民が意見を表明する「政治の自由」がぶつかる。そこに必ずスラップが起きる、と。

今年、原発や米軍基地をめぐるスラップが起きたように、日本の状況は深刻化しています。私は日本でスラップが深刻化するのには2015年ぐらいかと思っていましたが、今から5年ぐらいに何とかしないと、被害がもっと出るでしょう。現地取材して回るうちに、被害救済の法整備を急がなければ、と思うようになりました。

#### ◆課題は報道被害への対処

では、どうするか。日本で反スラップ法を作ろうとするときに考えておかなければいけないのは、「報道被害」の問題です。

カリフォルニアで起きた例ですが、ロサンゼルスラジオ局KABCが流しているトーク番組があります。暴言で有名なマッキンタイアという白人男性DJが言いたいことを言う「鬱憤晴らし番組」です。

ロスのラテン系住民の多い地区で、ラテン系の子供たちに誇りを持たせるため、メキシコの古代文明を教えたりする小学校があります。番組に「この学校はけしからん」という視聴者の電話がありました。それを受けてマッキンタイアが「ロスのラテン系はアメリカからの分離独立を狙っている」とラジオでしゃべった。すると、この小学校に脅迫電話が殺到し、学校は休校に追い込まれた。学校側は、ジョンを名誉毀損で訴えました。しかし、この提訴は反スラップ法で棄却された。

このように、反スラップ法は「報道被害への提訴をどうするか」という問題をはらんでいます。これについて、カリフォルニア州の反スラップ法は、提訴した側・被告側のどちらの力が強いのか、どちらが組織力・資金力を持っているのか、といった「訴訟当事者は誰なのか」を一切考慮しません。「提訴が憲法修正1条・言論の自由を侵害するかどうか」だけを検討する。

この問題では、アメリカと日本のメディアの違いも考える必要があると思います。日本のメディアは、記者クラブを始め、特権だらけ。名もない市民の意見表明の代理人だなどとは、誰も考えません。「このうえまだ、反スラップ法で特権を与える必要があるのか」という議論が必ず起きるでしょう。アメリカでもマスメディアへの信頼は低下していますが、それでも市民の信頼や敬意、メディア側の自覚は日本とは比較にならないくらい高い。

日本版の反スラップ法を作るとき、先に説明した提訴棄却の二つの条件「パブリック・イシューかどうか」「提訴に実効性があるか」の他に、三つ目の条件として「原告と被告のパワーバランス」「訴えられた側は比較弱者か」を考慮することも考えてもいいかもしれません。ただ、どちらの力が弱いか、という判断はとても微妙で、ただでさえ判断力の低下した日本の民事裁判官に判断にゆだねることに不安を感じないわけではありません。

この制度を日本で作っていくうえで、報道被害の問題は議論を煮詰めないといけないと思っています。言論の自由は民主主義の基本中の基本権利でしょう。政治的立場を問わない、発言する権利は守らなければならない。ただ、その際に報道被害の問題も考える必要がある。

言論の自由を民主主義国として成熟させるために、真剣に考えていきたい。このスラップの問題、反スラップ法、言論の自由を私のライフワークにしていきたいと思っています。

人権と報道・連絡会の皆さんにも、ぜひ議論に参加していただきたいと思っています。

◇ ◇

以上の報告を受け、参加者との間で、質疑討論が行われた。

〈山際永三事務局長〉住民運動と言っても、賛成できない場合があります。人報連で取り上げた例ですが、「知的障害のある女兒に対するわいせつ事件」で、刑事裁判では完全無罪になったのに、「わいせつ教師はやめさせろ」という住民運動が起き、民事訴訟が起こされた。こういう訴訟は、どうなりますか。

〈烏賀陽〉難しい問題だと思います。両刃の剣というか。ネットの言論でも、これが保護されるべき言論か、これも言論の自由か、というものがある。仰せ

の例でも「教育委員会にわいせつ教師だと訴えた」という「政府への働きかけ」をもって言論の表明とするか。住民側が民事訴訟を起こすことも「公的な意見表明」です。それとも「わいせつ教師」という報道を持って言論の表明と見るか。アメリカでも州によって判断は分かれる。カリフォルニア州なら後者も保護されます。ニューヨーク州なら後者は保護されず、前者のみです。

〈山際〉裁判官が、どのように判断するか。裁判官の良識も問題になってきますね。

〈烏賀陽〉アメリカでは提訴権 ( the right to a jury ) は憲法上の重要な権利なので「提訴権は保障する」しかし「法制度を悪用する権利はない」「裁判を悪用する提訴は排除する」という考え方で反SLAPP法は設計されている。施行して、法に問題があれば修正していく。カリフォルニア州反SLAPP法も、保護対象から“commercial speech” ( 商用広告 ) をはずすなど、2回修正されています。

日本に持ってくる場合、報道機関の扱いをどうするかが大きな問題になると思います。カリフォルニア州では報道機関も保護対象にしていますが、ニューヨーク州では保護対象から外している。イリノイ州は外す方向、ボストンは入れる方向と、アメリカでも方向が分かれています。連邦法案では報道機関も保護対象にする方向です。今の日本の報道を考えると、メジャーマスコミを無条件に保護対象にするのは難しいかもしれません。政治的には、新聞やテレビを味方にしたほうが反SLAPP法の成立は早いでしょうが。

〈浅野健一さん〉ファシズム、レイシズムなどを公言するような内容の発言、言論・表現の自由には当たらないものは認めない、という考え方が必要だと思います。それと、報道被害を考える場合、公人と私人を分けて考える必要があるのでは？

〈烏賀陽〉私が浅野さんの『犯罪報道の犯罪』を読んだのは大学生の時でした。あれから25年経ちましたが、日本の企業メディアは報道は何も変わっていない。94年の松本サリン事件の報道で、浅野さんが予言した通りの過ち犯しました。日本の企業メディアはあれで総崩れになりました。が、基本的には改革

がない。警察報道に関する基本的な構造改革がない。「容疑者」だとか、レトリックをいじっただけです。警察情報を「特ダネ」として内部評価する組織文化はまったく変わっていない。

民主主義国での言論は「原則イエス」です。社会的議論が淘汰する。そういう考え方です。アメリカは欧州より言論の自由への保障が手厚い。アメリカ州法では刑法の名誉毀損罪そのものが存在しません。すべて民事で争われる。言論の自由推進派が「KKKやネオナチにも言論の自由は保障される」「言論の自由を抑圧せよという言論も保障される」と言い切るのでびっくりします。

欧州も原則イエスですが、ミニマムに「ノー」の部分がある。例えば、フランスにも刑法の名誉毀損罪はありますが「特定の人種・民族・文化集団への憎悪や偏見を煽動する言論は罰する」と規定している。つまりナチズムへの抑止です。

日本では言論は「原則ノー」で「イエスは規則で定める」という姿勢です。民事裁判で名誉毀損は争えるのに、まだその上に刑事罰まである。しかも刑法の名誉毀損罪は「免責4要件」を満たす以外は「原則有罪」の原理が働く。おそろしい世界です。これは本当に民主主義国なのか。

〈山口〉前に烏賀陽さんから初めて反スラップ法の話聞いたとき、やっぱり気になったのは、報道被害の問題でした。報道被害者が大手メディアの人権侵害報道を名誉毀損で訴えた場合、それがスラップとして棄却されるようなことにならないか。きょうの議論で改めて思ったのですが、もともと報道被害者が裁判を起こすこと自体、たいへんなエネルギーがいる。報道被害については、裁判とは別に、メディア責任制度、報道評議会の場で解決する。その場合、私人と公人を分けて判断するという方向が、妥当だと思います。

〈烏賀陽〉反スラップ法の保護対象に企業メディアを入れるかどうか、は反スラップ法制定の最初の関門になると思います。カリフォルニアでは、新聞協会が反スラップ法賛成に回り、「スラップを規制しろ」と呼びかけて議員も動いた。不動産業界や建設業界などが反対したのに対して、メディアを味方につけたわけです。日本でもメディアを味方につけたいところですが、報道への敬意の低さから考えると、世論が反発するかもしれません。

裁判所は、反スラップ法ができる喜びかもしれない。いやがらせ目的の提訴がどんどん棄却できるだけでも、裁判所の事務負担はずいぶん軽減されるでしょう。

またスラップは、裁判所というパブリックシステムの信用に関わる問題です。こんな「権利を侵害する提訴」が通用してしまう裁判所を、国民は「憲法的権利を守ってくれる砦」「民主主義の守護神」とは思わなくなります。法律は裁判官や官僚、弁護士のものではない。ぼくたち市民のものです。ぼくたち市民の憲法的権利を守るために法律はある。守らないなら法律が間違っている。変えればいい。そういう民主主義の基本を再確認する必要がある、と思います。

(2010.09.13 東京・水道橋の東京学院にて)